

## 広島市あんしん電話設置事業実施要領

広島市あんしん電話設置事業の実施にあたっては、広島市あんしん電話設置事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 1 要綱第4条第2号に規定する「前号に規定する世帯に準ずる世帯」とは、病弱な高齢者又は重度身体障害者と、次の各号のいずれかの人のみにより構成される世帯をいう。
  - (1) 療育手帳ⒶまたはAを所持する者
  - (2) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

### 附 則

この要領は、平成25年2月22日から施行する。